

兵庫大学「論集」投稿規程

〔 令和 7 年 4 月 1 日制定
兵 大 程 第 337 号 〕

第 1 条 投稿できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学兼任教員
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

2 共同研究の場合は、本学専任教員又は本学兼任教員を筆頭著者としてそれ以外のものを含むことができる。

第 2 条 投稿は、1 人 3 編以内とする。

2 筆頭著者としての投稿数は、単著 1 編、共著 1 編の計 2 編までとする。

第 3 条 原稿は、「論文」、「研究ノート」、及び「その他」とする。

2 原稿は学会誌等に未発表のものとする。

第 4 条 原稿は、1 編について、図表及び写真を含めて 20 頁以内とする。

2 投稿の詳細については、「兵庫大学論集」執筆要領による。

第 5 条 投稿者は、著作権のうち、「複製権」及び「公衆送信権」の行使を本学に委託するものとする。

第 6 条 原稿は、大学論集編集委員会（以下、「委員会」という。）において、その掲載の採否を決定する。

第 7 条 投稿期間は、毎年度、大学論集編集委員会が定める期間とする。

第 8 条 この規程の改廃は、委員会に諮り、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。